

第 1 3 回総会議事録

<開催日> 令和 6 年 8 月 6 日（火曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室 A 1 A 2）

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1 6 3 号～報告第 1 7 8 号

農地法第 3 条の 3 届出

7 件

農地法第 5 条届出

9 件

日程第 3 報告第 1 7 9 号～報告第 1 8 0 号 農地の転用事実等に関する照会

2 件

日程第 4 報告第 1 8 1 号～議案第 1 9 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項等通知

1 0 件

日程第 5 議案第 7 5 号～議案第 7 9 号 農地法第 3 条許可申請

5 件

日程第 6 議案第 8 0 号 農地法第 4 条許可申請

1 件

日程第 7 議案第 8 1 号～議案第 9 5 号 農地法第 5 条許可申請

1 5 件

日程第 8 議案第 9 6 号～議案第 9 7 号 農地法第 5 条の規定による許可後の
計画変更承認申請

2 件

<出席委員>

1 番 小倉 和	2 番 露寄 伸哉	3 番 礪貝 正一
4 番 地曳 昭裕	5 番 鈴木 康裕	6 番 寫野 知明
7 番 村田 正明	8 番 村上 常雄	9 番 関 和美
10 番 桐谷 勝美	(11 番 欠員)	12 番 和田 倉吉
13 番 金子 一夫	14 番 宮沢 伸子	
16 番 石渡 和美	17 番 齋藤 洋一	18 番 杉山 孝
以上 16 人 出席		

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 15 番 礪貝 徳三

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

係長 土屋 直輝	主任主事 杉沢 謙太郎	主任主事 伊藤 優市
事務員 山村 美緒		

〈午後 3 時 00 分開会〉

議長	委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。 ただ今から、第１３回総会を開催いたします。 本日の出席委員は１６名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。 なお、議席１５番磯貝徳三委員から欠席の届出がありました。 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。 それでは、日程に入ります。 日程第１議事録署名委員の指名につきましては、議席４番地曳昭裕委員と、議席１４番宮沢伸子委員を指名いたします。 書記には、事務局職員山村事務員を任命します。 次に、日程第２から第４まで、報告第１６３号から報告第１９０号まで、３ページから９ページまでの２８案件につきまして、事務局から報告を求めます。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 日程第２報告第１６３号から報告第１７８号までについて、まず農地法第３条の３の届出が７件ありまして、６件が相続、１件が時効取得によるものです。 次に、農地法第５条の届出が９件ありまして、そのうち７件が住宅関係、１件が事務所用地、１件が住宅建築用地及び事務所用地への転用の届出でした。 次に、日程第３報告第１７９号及び報告第１８０号について、農地の転用事実等に関する照会２件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。 次に、日程第４報告第１８１号から報告第１９０号について、農地法第１８条第６項等の通知１０件ですが、農地法に係る解約が１件、基盤強化法にかかる解約が９件でした。 以上で説明を終わります。
議長	次に、日程第５、議案第７５号から第７９号まで、１０ページの、農地法第３条の許可申請５案件について、議題に供します。 なお、議案第７６号から第７９号までについては、日程第７、１２ページの議案第８１号及び第８２号、農地法第５条の許可申請と、日程第８、１５ページの議案第９６号及び第９７号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更承認申請との関連案件であり、併せて議題に供します。 まず、議案第７５号について、審議いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第７５号、農地法第３条許可申請について、ご説明いたします。 申請箇所は、３条位置図１の下郡地先の農地になります。 申請者自身が代表取締役を務める会社の福利厚生の実施のため、具体的には社員へ露地野菜を配布するため新たに賃借権を設定するものです。 本申請は新規就農のため申請したもので、令和６年７月１６日に波岡地区及び富岡地区の農業委員・推進委員にお集まりいただき事前の審査会を行ったところ、申請人は２０年以上家庭菜園を行っており、申請を受けることについて問題ないと判断されました。 以上で事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の鈴木委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
鈴木委員	議案第７５号についてご説明いたします。 本申請は、新規で農地を借り受けるために申請がなされたものになります。 本申請にあたっては、波岡・富岡地区の農業委員及び推進委員を集めて事前審査会を行いました。 申請人に２０年以上の家庭菜園の経験があること、また、現在行っている会社の福利厚生をさらに充実させたいといった思い、申請の背景から鑑みても、本申請については特段問題ないであろうとして、審査会は終わりました。

鈴木委員

申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすること、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

以上です。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いいたします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

3条議案第75号について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第75号については、許可と決定いたします。

次に、議案第76号から第79号までと、議案第81号及び第82号の農地法第5条の農地法第5条の許可申請と、議案第96号及び第97号の農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、関連案件のため、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第3条議案第76号から79号、第5条議案第81号及び第82号並びに計画変更承認議案第96号及び第97号について、関連案件のため一括で説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の有吉地先の農地になります。

本案件については、令和3年1月7日総会にて3条許可に関しては許可となり、5条許可申請に関しては許可相当で上程され、同年2月2日に許可となったものです。

今回一時転用の許可を受けた申請者が15ページの計画変更承認申請の議案書のとおり事業を継続することができなくなったため、事業を継承する目的でそれぞれの申請がされたものです。

本申請は営農型太陽光発電の申請となります。太陽光の下部では、ブルーベリーを作付けする計画です。

初めに、議案第76号及び議案第78号では、営農を担当する法人名義で使用貸借権を設定します。

続いて、議案第77号及び議案第79号、農地法第3条許可申請では、農地転用許可により設置をしようとする太陽光パネルについて、区分地上権を設定して太陽光パネルの権利を確保しようとするものであります。

次に、議案第81号及び82号、12ページの農地法第5条許可申請では、実際に杭などが地表に触れる部分を転用とするため、転用を伴う地上権設定をするものであります。

本案件については、令和6年7月24日に事前審査会を開催しており、計画の内容や営農についてなど、参加した中郷地区の農業委員及び推進委員に諮ったところ申請を受け付けることについて問題はないとされております。

農地法第5条における立地基準についてですが、農地区分については、本土地は農用地区域に該当し、原則的には転用許可できないのですが、今回は太陽光の下部で営農するため、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、撤去等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

事務局	次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、既に太陽光発電施設は完成しており、稼働しているため問題ないと思われます。 最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	次に、地区担当委員の私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。
杉山委員	農地法第3条議案第76号から第79号、第5条議案第81号及び第82号並びに計画変更承認議案第96号及び第97号について、関連案件のため一括で説明いたします。 なお、本案件については事務局から説明があったとおり、令和6年7月24日に事前審査会を開催し、出席した職務代理人、中郷地区の農業委員及び推進委員は本計画の内容について了承しております。 初めに、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。 なお、議案第77号及び議案第79号の区分地上権の設定については、事務局からの説明のとおりです。 本件は、太陽光パネルの下部で耕作を行いながら、売電事業を行う営農型太陽光発電の申請がされたものです。 譲受人である耕作者は、千葉市に住所を置く法人であります。 申請者は、千葉市稲毛区に拠点を置き、県内でブルーベリー等の栽培を行っている法人であり、耕作面積は17,264㎡ほどありますが、そのすべての面積を耕作していることを確認しております。 今回は営農型太陽光という形で申請があり、本件については先立って事前審査会が行われ、計画性について問題ないと思われましたことから、審査結果は良好で、農地法第3条の許可基準を満たしているだろうとされました。 申請地の登記簿地目は田ですが、現況は畑であり、ブルーベリーを作付けすることと、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 続いて、議案第81号及び第82号の農地法第5条許可申請並びに議案第96号及び第97号の農地法第5条の規定による計画変更承認申請について、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って順次ご説明いたします。 本申請については、事務局からも説明があったとおり、営農型太陽光発電の事業を承継するものであり、現在既に太陽光パネルは設置されているため、周辺農地の営農条件への支障についてという点では、以前の許可内容と同様であり、周辺の状況も変わりありませんので、問題はありません。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、3条議案第76号から第79号までと、5条議案第81号及び第82号、5条の規定による許可後の計画変更承認申請についての議案第96号及び第97号の8案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議等はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 3条議案第76号から第79号まで、5条議案第81号及び第82号の許可申請並びに議

議長

案第 9 6 号及び第 9 7 号の 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、許可又は承認に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手多数であります。

よって、議案第 7 6 号から第 7 9 号までの農地法第 3 条申請については農地法第 5 条が許可となった場合、許可と決定し、議案第 8 1 号、第 8 2 号については許可相当、議案第 9 6 号、第 9 7 号については、承認相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第 6 議案第 8 0 号、1 1 ページの農地法第 4 条の許可申請 1 案件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 8 0 号について、農地法第 4 条許可申請の 1 案件について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図 4 - 1 の高柳地先の農地になります。

申請目的は、共同住宅として転用するものです。

農地区分は第 2 種農地と判断いたしました。

次に、一般基準についてご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約 1,000 万円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和 7 年 7 月末を予定しております。

最後に、他法令との関係ですが、開発行為に係る証明書なども添付され、問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の議員正一委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

議員正一委員

議案第 8 0 号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに新設する南側側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほどお願いします。

議長

以上で説明が終わりました。

先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議長

議案第 80 号、農地法第 4 条の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第 80 号は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第 7、議案第 83 号から第 95 号まで、15 ページからの農地法第 5 条の許可申請 13 案件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 83 号から議案第 95 号、農地法第 5 条許可申請の 13 案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第 83 号及び第 84 号についてですが、申請箇所は、転用位置図 5-2 の中野地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第 2 種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約 100 万円となっており、それに対し自己資金と借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書と金銭消費貸借契約書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和 9 年 3 月 31 日に完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、開発行為許可に係る協議がされている旨確認済みで、問題ないものと思われます。

次に、議案第 85 号から 89 号までについてですが、申請箇所は、転用位置図 5-3 の久津間地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転及び地上権設定の許可申請です。

農地区分については、第 2 種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約 100 円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和 7 年 1 月 31 日までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、売電に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第 90 号ですが、申請箇所は、転用位置図 5-4 の江川地先の農地になります。

申請目的は、専用住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第 2 種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約 100 円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和 8 年 9 月 30 日までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、開発行為許可申請書の写しなども添付されており、問題ないものと思われます。

次に、議案第 9 1 号ですが、申請箇所は、転用位置図 5－5 の万石地先の農地になります。
申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第 2 種農地と判断しました。
次に、一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。
転用行為の支障となる権利者はありません。
事業完了予定ですが、令和 7 年 4 月 1 日までの完成を予定しております。
最後に、他法令の関係ですが、東電との接続契約の申込書なども添付されており、問題ないものと思われます。

次に、議案第 9 2 号ですが、申請箇所は、転用位置図 5－6 の万石地先の農地になります。
申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第 2 種農地と判断しました。
次に、一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。
転用行為の支障となる権利者はありません。
事業完了予定ですが、令和 7 年 3 月 1 6 日までの完成を予定しております。
最後に、他法令の関係ですが、東電との接続契約の申込書なども添付されており、問題ないものと思われます。

次に、議案第 9 3 号及び 9 4 号ですが、申請箇所は、転用位置図 5－7 の永井作地先の農地になります。
申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第 2 種農地と判断しました。
次に、一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。
転用行為の支障となる権利者はありません。
事業完了予定ですが、令和 7 年 3 月 1 6 日までの完成を予定しております。
最後に、他法令の関係ですが、東電との接続契約の申込書なども添付されており、問題ないものと思われます。

次に、議案第 9 5 号ですが、申請箇所は、転用位置図 5－8 の真里谷地先の農地になります。
申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。
農地区分については、第 2 種農地と判断しました。
次に、一般基準について、ご説明いたします。
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。
転用行為の支障となる権利者はありません。
事業完了予定ですが、令和 6 年 1 2 月 3 1 日までの完成を予定しております。
最後に、他法令の関係ですが、東電からの託送供給の承諾通知なども添付され、問題ないものと思われます。
以上で事務局の説明を終わります。

議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、議案第８３号及び第８４号について、桐谷委員をお願いします。
桐谷委員	議案第８３号及び８４号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに東側既設水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地はありませんので問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、同様に、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 しかしながら、農地法には直接関係いたしません、近隣に稲作農家の乾燥設備等があり、将来騒音トラブルが発生する可能性も全くないとは言えませんので、これについては事務局と事前に相談し、トラブルが発生しないように十分注意していただく旨コメントさせていただきます。 次に、ここに家が８軒建つことになりますが、ごみ回収場所の問題が発生します。 現在あるごみ回収場所は農道にございまして、そこに持っていくと完全に溢れてしまうため、事務局から関係部署に新設するよう働きかけていただければと思います。 以上です。
事務局	はい。
議長	事務局、どうぞ。
事務局	乾燥設備につきましては、代理人にお話をしまして早急に確認して対応していただけると話がありました。 ごみステーションについては基本的には市街化調整区域の開発行為をする場合、ごみステーションを設置してくださいと指導がありまして、大変見辛くて申し訳ありませんが、スクリーンのこの部分に、この世帯の方々が使える位の面積のごみステーションが新しくできますので、問題ないかと思われます。
議長	続いて、議案第８５号から９２号までについて、地曳委員をお願いします。
地曳委員	初めに、同一案件のため、議案第８５号から８９号までについて、説明させていただきます。 この案件は、仲村推進委員とともに申請地の調査をしてまいりました。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透並びに隣接する排水路により処理するため、問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周りに営農中の農地は無いため問題はないと思われます。 それに伴いまして、周辺農地における日照、通風等の支障について、問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

地曳委員

パネルについてですが、中国製のパネルを使っているように見受けられました。
広大な面積になるので、地元農家の方と話し合いをしたそうなんですけれども、話し合いの結果、今回はいいだろうということです。
ですから、今回の申請については適当と判断いたしました。

次に、議案第90号ですが、まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、污水雑排水は浄化槽で処理した後に西側県道側溝に放流する計画のため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

次に、議案第91号及び92号ですが、まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、南側に問題は無いと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題は無いと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしましたが、中国製の太陽光パネルで、保守点検はソフトをパソコンに入れて、それを基に保守点検を行う、ということは中国のおおもとで操作することが可能なので、いざという時に送電ができない、そういう危惧を伴うということをお伝えします。

また、万石地区は、隣接する水路については年3回水路掃除をお願いする文書を取り交わして、徹底してやっています。

以上です。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第93号及び94号について、露寄委員お願いします。

露寄委員

議案第93号及び94号について、柴野推進委員とともに申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。

露寄委員	最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。心配事が一つありまして、用水路が隣接しているので、維持管理者がどなたになるのか、農地所有者が管理するのか、パネル設置者が管理するのか、周りで農業をする者として用水路を常にきれいにしてもらわないといけない、土を定期的にあげてもらわないといけない、そういう作業がありますので、実際設置してあるパネルの状況を見ますと、草刈りを1回2回すればいいやという体になっていますが、農業従事者にとってみれば雑草は生えたら刈り取るのが基本ですので、それを適切に、用水路を機能するようにしてもらいたいなということです。 それがちょっと心配をしていることです。 以上になりますが、よろしくご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	続いて、議案第95号について、村田委員お願いします。
村田委員	議案第95号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、一団の農地の端に位置するため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2メートル程度であるため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で説明が終わりました。 先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。
小倉委員	はい。
議長	小倉委員どうぞ。
小倉委員	議案第93号、94号の草刈りについて、申入れは業者になされたのですか。
事務局	はい。
議長	事務局どうぞ。
事務局	以前お話がありまして、太陽光業者は違う業者に売ってしまう方がいますので、違う業者に渡ってしまうと草刈りをしなくなったというお話があったので、今は、許可を受けた業者に対して、お願いの文書になるんですけれども、許可書を発行するときに草刈りをして適正に管理することと、文書を入れさせてもらっている次第です。 少し強めの文書を入れられるか県に確認し、年に1、2回ではなく水路等が適切に使用で

事務局	きるような状態を保っていただくよう記載が可能であれば、業者にお示ししたいと思います。
小倉委員	はい。
議長	小倉委員、どうぞ。
小倉委員	業者は草刈りの義務は負うのですか。お願いだけで終わってしまいますか。
議長	事務局どうぞ。
事務局	基本的にはこちらから強制することはできないので、今のところお願いという形でしかできないというのが現状であります。 周辺農地への影響、水路が詰まってしまっていて大変です、とかであったら、こちらから要請して、適切に管理してください、といったことは言えるのですが、許可申請の要件に、農地法の方でいうのはなかなか難しいです。
小倉委員	はい。
議長	小倉委員どうぞ。
小倉委員	仕方がないですね。実効の無いお願いではなかなか、だからといって農業委員として許可できませんという権限はないと思うんですけども、私が担当している地区の太陽光パネルの設置は周辺が山であったり、特別草刈りをしなくてもあまり支障がないというところが多いんですけども、こういう農地がすぐそばに隣接するところでは、農業委員としては心情的には許可したくないというのはありますね。そこまでのお話しかできませんですけども。
桐谷委員	はい。
議長	桐谷委員どうぞ。
桐谷委員	周辺農地への影響ということで、許可要件に入れるということとはできないのですか。
事務局	はい。
議長	事務局どうぞ。
事務局	許可権限がないのでなんとも言えないのですが、適正に管理しなかったら許可を取り消すのか、条件付きの許可要件というのは、そういった事例を聞いたことはありません。県にも確認したいと思います。
地曳委員	はい。
議長	地曳委員どうぞ。
地曳委員	万石地区では小櫃堰の関係で、水路に隣接する田については、条件で、年3回は水路掃除、1回は土あげしてくださいという文書をお互いに交わして、実際にメンテナンスをする会社が違う場合には連絡先を聞いて1通ずつ持つようにしています。 ここ2、3年の話で、その前の業者はわかりませんが、ここ2、3年では、文書を取り交

地曳委員	わしているので、きちん掃除してくれています。 大きな課題ではありますけれども、そういうやり方もあると思います。
露寄委員	はい。
議長	露寄委員どうぞ。
露寄委員	農地が転用されてしまいますと、権限が全く無くなってしまうので、お願いができなくなってしまう、営農型で設置されればあくまでも農地ですので、地元でやってほしいというのは言えるけれども、農地でない場合は従わないよ、ということになってしまう、それも含めて、細かいことでは心配事です。 実際に草刈りをしてほしいというのを誰に言っているのか、わからなくなります。
事務局	はい。
議長	事務局どうぞ。
事務局	その場合には事務局にお電話いただければ、許可したところに対して事務局からお話します。 許可したところが適切に管理されていないとなると、次の許可案件に響きますので、それは事務局で大丈夫です。
議長	他にご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。 議案第83号から第95号までの13案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第83号から第95号までについて、許可に賛成の方は、挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手多数であります。 よって、議案第83号から第95号までの13案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。以上をもちまして、第13回総会を閉会といたします。 なお、終了時間は、午後4時20分であります。 長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年8月6日

議 長 杉山 孝

議事録署名委員 地曳 昭裕

宮沢 伸子